

広報お知らせ号

2011年(平成23年)

11月15日発行

〒038-3803

藤崎町大字西豊田一丁目1

藤崎町企画課企画係

☎75-3111(内線2224)

藤崎町秋まつり「文化祭」町内巡回バス運行スケジュールについて

11月27日(日)の藤崎町秋まつり「文化祭」では、次のとおり町内巡回バスを運行しますので、ぜひご利用ください。

☆運行日 11月27日(日)

★矢沢～文化センターコース

往路	時間	バス停車場所	時間	復路
	8:35	矢沢バス停	14:25	
	8:36	中島バス停	14:24	
	8:43	柏木堰宗染宮前	14:17	
	8:45	俵舂佐藤油店前	14:15	
	8:48	俵舂テレビ前	14:12	
	8:50	西中野目改善センター前	14:10	
	8:52	中野目山内商店前	14:08	
	8:54	下水沼三好商店前	14:06	
	9:00	役場駐車場前	14:00	

★林崎～文化センターコース

往路	時間	バス停車場所	時間	復路
	9:15	林崎屯所前	15:25	
	9:18	ふじ保育園前	15:22	
	9:21	大儀商店前	15:19	
	9:23	弘実藤崎校舎入口バス停	15:17	
	9:25	白子福田商店前	15:15	
	9:31	表町バス停	15:09	
	9:35	兵藤酒店交差点	15:05	
	9:40	役場駐車場前	15:00	

★福館～文化センターコース

往路	時間	バス停車場所	時間	復路
	8:25	福館下バス停	14:35	
	8:30	富柳十文字	14:30	
	8:35	福島公民館	14:25	
	8:38	三ツ屋十文字	14:22	
	8:41	徳下八幡宮前	14:19	
	8:45	北常盤駅前	14:15	
	9:00	役場駐車場前	14:00	

★ときわ保育園～文化センターコース

往路	時間	バス停車場所	時間	復路
	9:30	ときわ保育園前	15:30	
	9:33	榊道交差点	15:27	
	9:35	亀田公園	15:25	
	9:37	福左内農村公園	15:23	
	9:40	久井名館老人憩の家前	15:20	
	9:45	水木ふるさとセンター	15:15	
	9:49	常盤支所	15:11	
	10:00	役場駐車場前	15:00	

藤崎町秋まつり「第23回ふじさきいきいきまつり」復興支援へのご協力のお礼

11月2日(水)、3日(木・祝)に行った「第23回ふじさきいきいきまつり」にご来場いただきまして、心より御礼申し上げます。当日は、岩手県田野畑村復興支援の義援金にたくさんのご協力をいただき、誠にありがとうございました。みなさまからお預かりしたご厚意21,307円は、田野畑村役場災害義援金受付口座へ送金しました。

☆お問合せ 藤崎町秋まつり実行委員会事務局(企画課内)(内線2225、2226)



人権と行政の特設相談所を開設します

第63回人権週間にあわせ特設人権相談所を開設します。ご近所のもめごと、家庭内の問題、いじめや体罰、職場でのセクハラなど人権侵害に関する相談に、法務大臣の委嘱を受けた人権擁護委員と総務大臣から委嘱を受けた行政相談員の方々が応じます。相談は無料で、秘密はかたく守られます。

☆日 時 12月7日(水) 午前9時～午後3時
☆場所および相談対応者

場 所	相談対応者	場 所	相談対応者
藤崎老人福祉センター	○人権擁護委員 ●藤田 洋 ●野呂 廣志 ●荒谷 百合子 ○行政相談員 ●加福 ちよ子	常盤老人福祉センター	○人権擁護委員 ●佐藤 イツ子 ●福士 剛 ●小野寺 福雄 ○行政相談員 ●三上 一

☆お問合せ 住民課住民係(内線2131)

年金受給者のみなさまへ「扶養親族等申告書」の提出について

老齢年金でその年に支払いを受ける年金額が一定額以上の場合、各支払月に支払われる額から所得税が源泉徴収されます。

65歳未満の方	年金額108万円以上
65歳以上の方	年金額158万円以上

※上記の年金額より少ない方は源泉徴収されません。

そのため、配偶者控除や扶養控除等の各種控除を受けるためには、毎年「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」のハガキを提出していただく必要があります。この申告書のハガキは、対象となる方へ11月上旬に日本年金機構から送付されます。※源泉徴収の対象とならない方には、このハガキは送付されません。

この「扶養親族等申告書」を提出されなかった場合は、各種控除が受けられず、提出された場合より源泉徴収税額が多くなる場合があります。提出期限までに忘れずに提出してください。

☆お問合せ ねんきんダイヤル ☎0570-05-1165

家畜(鶏を含む)飼養者のみなさまへ 毎年定期報告が必要となりました

昨年の宮崎県における口蹄疫の発生状況や昨年11月以降の高病原性鳥インフルエンザの発生状況を踏まえ、家畜伝染病の発生予防、早期の通報、迅速な初動等に重点を置いて家畜防疫体制を強化するため、家畜伝染病予防法の一部が改正され、順次施行されています。その中で、家畜(鶏を含む)の飼養者は定期報告が義務付けられることになりました。次のとおり、飼養者は忘れずに報告するようお願いいたします。

☆報告対象

- 鶏(青森シャモロック、比内鶏、烏骨鶏、軍鶏、チャボ、声良鶏、金八などを含む)、あひる、うずら、きじ、ほろほろ鳥、七面鳥、だちょう
- 鳥類以外(牛、水牛、馬、豚、山羊、めん羊、いのしし、鹿)

☆報告方法 規定の様式「定期報告書」

- ☆報告期日 ○平成23年 12月15日(木)まで
- 平成24年以降 鳥類以外 毎年4月15日まで
- 鳥類 毎年6月15日まで

☆報告先 西北地域県民局地域農林水産部つがる家畜保健衛生所
〒038-3151 つがる市木造若竹2-1

☆お問合せ

- 西北地域県民局地域農林水産部つがる家畜保健衛生所 ☎0173-42-2276
- 農政課農政係(内線2244)

第7回藤崎町民体育大会「ソフトバレーボール競技」

☆日 時 12月11日(日)
(受付)午前8時30分 (開会式)午前9時
※参加チームは開会式の前までに受付を済ませてください。

☆場 所 スポーツプラザ藤崎
☆参加資格 中学生以上の藤崎町民(原則として町内会単位)
※町内会混合チームも可

☆チーム編成 団体戦1チーム 4~8人
☆試合方法 参加チーム数により、主催者・管理者が決定します。
☆申込み 参加申込書により、11月30日(水)までにスポーツプラザ藤崎に申込みください。

※開催要項・参加申込書は各行政連絡員に送付しています。

☆申込・お問合せ
スポーツプラザ藤崎 ☎75-3323、FAX75-4090

戦後強制抑留者のみなさまへ

シベリア戦後強制抑留者に対する特別給付金を支給しています。

☆対象者

旧ソ連邦またはモンゴル国の地域における戦後強制抑留者で、平成22年6月16日に日本国籍を有するご存命の方。
※特別措置法施行日(平成22年6月16日)以降に亡くなられた方の相続人は請求できますが、施行日前に亡くなられた方のご遺族等は、対象になっていません。

☆請求受付期限 平成24年3月31日
※まだ請求されていない方はお急ぎください。請求期間内に特別給付金の支給の請求をしなかった場合には、支給されません。

※請求書をお持ちでない方は、当基金から請求書類をお送りしますので、至急、当基金にご連絡ください。
※すでに特別給付金が支給された方は、再度の請求はできません。

☆お問合せ

独立行政法人平和祈念事業特別基金事業部特別給付金認定担当
○ナビダイヤル ☎0570-059-204
○IP電話、PHSから ☎03-5860-2748
(受付時間:平日午前9時~午後6時 ※土・日・祝日はご利用できません)

わくわく講座「タバコの話、あれこれ」開催のお知らせ

動脈硬化の原因になり、がんや心筋梗塞といった重大な病気を引き起こすタバコ。ストレス解消にもなるタバコ。「わかっているけれど止められない」そんな方も多いと思います。

この機会にタバコの色々な話をきいてみませんか。タバコが好きな方も嫌いな方も、お気軽においでください。

☆日 時 12月7日(水) 午後1時30分~午後3時
☆場 所 常盤生涯学習文化会館
☆講 師 常盤診療所 医師 久保田穰氏
☆申込期限 11月24日(木)

☆申込・お問合せ 福祉課健康係(内線2122)

クリスマスおはなし会開催のお知らせ

☆い つ 12月10日(土) 午前10時~午前10時45分
☆ど こ で 常盤生涯学習文化会館「児童室」
☆おはなし ときわっ子本の会によるおはなし
☆対 象 小学生、その他おはなしの好きな方
※始まりの時間に間に合わないとお入れませんので、開始時間前までにおいでください。

☆お問合せ 藤崎町図書館大夢(タイム) ☎75-2288

調停相談を開設します

☆日 時 12月2日(金) 午前10時~午後4時
☆場 所 弘前市立観光館1階「多目的ホール」
☆内 容 金銭関係(過払い金含む)、土地建物、公害、家庭の問題、交通事故等でお困りの方に対し、調停委員がご相談に応じます。

☆料 金 無 料
※事前予約は不要です。当日、直接会場へお越しください。

☆お問合せ
弘前調停協会(青森地方・家庭裁判所弘前支部内) ☎32-4321

司法書士による無料法律相談会を開催します

相続・労働トラブル・成年後見・借金問題について司法書士が無料で相談に応じます。下記のとおり、面談での相談に応じますので、お気軽にお越しください。

☆日 時 11月26日(土) 午前10時~午後4時
☆場 所 アウガ 青森市男女共同参画プラザ5階「研修室」

※相談は無料ですが、具体的な手続きが必要になる場合には別途費用がかかりますので、相談員にご確認ください。

☆お問合せ 青森県司法書士会 ☎017-776-8398

11月は「労働時間適正化キャンペーン」期間です

「過重労働(働きすぎ)による健康障害」や「賃金不払残業(いわゆるサービス残業)」を解消するためには、使用者が労働時間を適正に把握し、適切な対処を行うことが必要です。労使で協力して、労働時間の適正化を進めましょう。

☆お問合せ 青森労働局労働基準部監督課 ☎017-734-4112